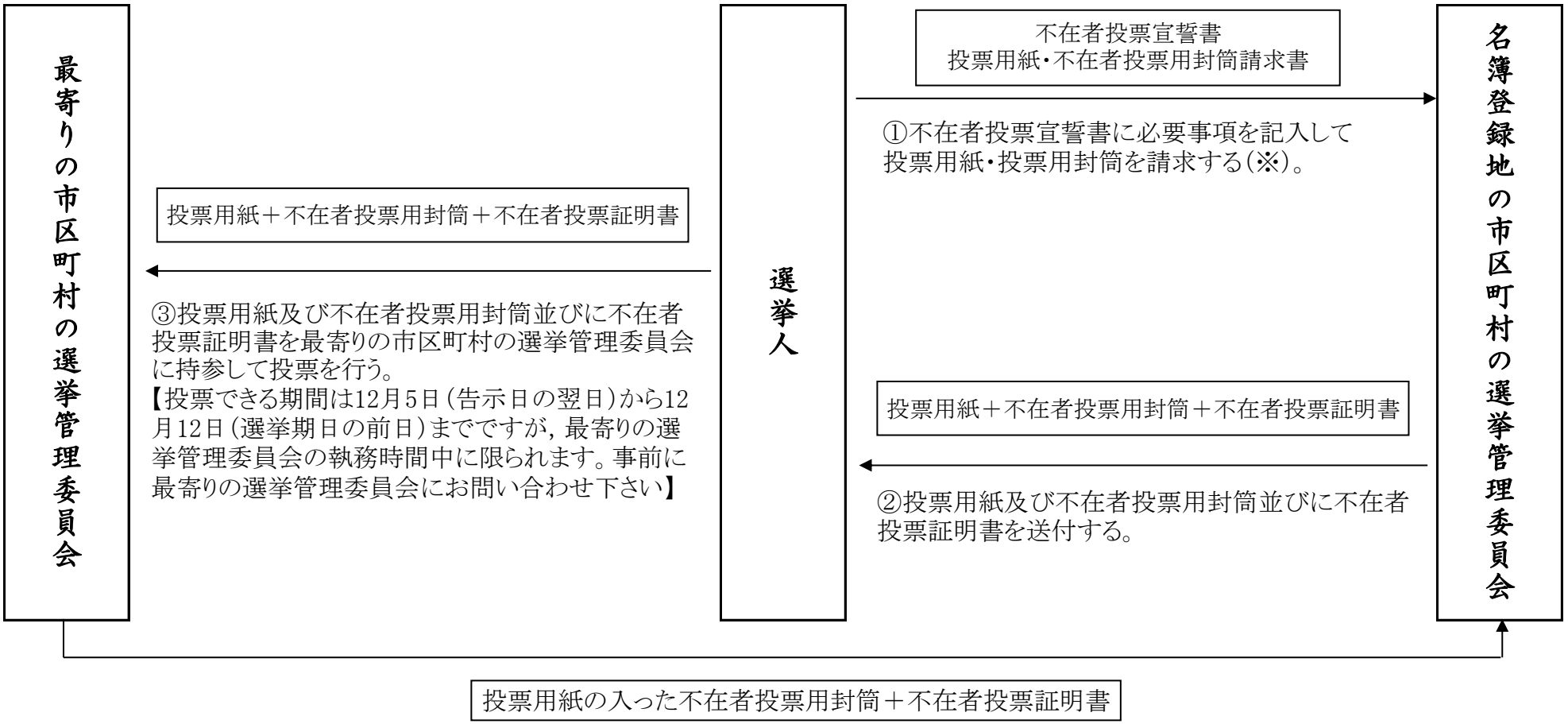
名簿登録地以外（滞在地）の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票の流れ



※　投票用紙・投票用封筒は，**選挙の期日の前日まで直接又は郵便等にて**請求することができます（公職選挙法施行令第５０条第１項）。
ただし，郵送等に日数を要することから，できるだけお早めに請求し，投票してください。

※　いばらき電子申請・届出サービスからも請求することができます。（事前に個人番号カードの準備が必要です。）